令和6年度 岩手県立釜石高等学校(定時制)の部活動に係る活動方針

岩手県立釜石高等学校 校長 青 木 裕 信

1 活動の方針

- (1)釜石高等学校の生徒一同は、本校教育目標のもと、学業に努めて知性を磨き、生徒会活動・部活動に励んで豊かな公民性と健全な心身の鍛錬に努め、有為な人間への自己実現に邁進する。
- (2) 部活動は個性を伸長し、心身を鍛え、自主性と協調性を養って人格形成に資するものである。
- (3) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しむことを通して、学習意欲の向上や、責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- 2 活動時間について
- (1)活動開始時間及び完全下校時間

	活動開始時間	完全下校時間
平日 (月~金)	18時10分	19時00分
・土・日・祝祭日	9時00分	15時15分

(2) 休養日について

週1日以上の休養日を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上の設定に努めます。

- 3 活動のきまりについて
- (1) 運動部活動における適切な指導

ア 生徒の心身の健康管理及び事故防止に努めます。

- イ 競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的導入等より、休養を適切 に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫していきます。
- ウ 生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生徒が体力を向上させ生涯を通 してスポーツに親しむ基礎を培うとともに、バーンアウトすることなく技能や記録 向上等それぞれの目標を達成できるように努めていきます。
- (2) 文化部活動における適切な指導
 - ア 生徒の心身の健康管理及び事故防止に努めます。
 - イ 休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を工夫していきます。
 - ウ 生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、生涯を通じて文化的活動等に 親しむ基礎を培うとともに、技能向上等それぞれの目標が達成できるように努 めていきます。

(3) 暴力・不適切な言動・ハラスメントの根絶

- ア 指導の一環としての肉体的・精神的負荷と、体罰とをしっかり区別します。
- イ 部活動の指導において、学校教育法、部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による①から⑥のような発言や行為は不適切な指導とみなします。
 - ① 殴る、蹴る、叩く。
 - ② 社会通念や医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から、認めがたい又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
 - ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
 - ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
 - ⑤ 身体や容姿の係ること、人格等を侮辱したり否定したりするような発言を行う。
 - ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
- ウ 上記に該当しなくとも、指導に当たって身体接触を行う場合は、必要性、適切性に 留意します。
- エ 部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも①から⑥のような行為が行われないように 注意を払い、生徒を見守っていきます。